

第V章 不登校状態が長期化している児童・生徒への支援

先生方はこれまで児童・生徒に気になるところがあれば、本人と個別に面談して本人の状況を把握し、家庭連絡することで保護者と情報を共有しながら対応してこられたことでしょう。不登校状態が長期化している児童・生徒への対応も同様に、まず、本人と直接会って状況を把握することが重要です。場合によっては、電話がつながらず、家庭訪問しても会うことができないことが続くかもしれません。その場合は、特に当該児童・生徒の安否確認が必要です。

スクールソーシャルワーカー（SSW）や外部機関と連携し、必ず状況を把握しましょう。

不登校による欠席が長期化している児童・生徒は、自分が学校へ行かない間に友達が成長したり、授業が難しくなっていたりすることに加え、先生も自分ことを忘れているのではないかという不安を強くもっています。

その一方で、多くの場合「変わりたい」「学びたい」「将来のため、前に進みたい」という気持ちも併せもっています。

出会いを大切にする ～学年・学期始めに～

- ・新年度や新学期の始業日とその後
- ・アセスメント
- ・登校支援会議



本人又は保護者と話をする ～じっくりと関わる～

(1) 保護者の協力が得られる場合

- ・「身体・健康面」の要因に対する支援例
- ・「心理面」の要因に対する支援例
- ・「社会・環境面」の要因に対する支援例

(2) 保護者の協力が得られない場合

- ・専門家や外部人材との連携



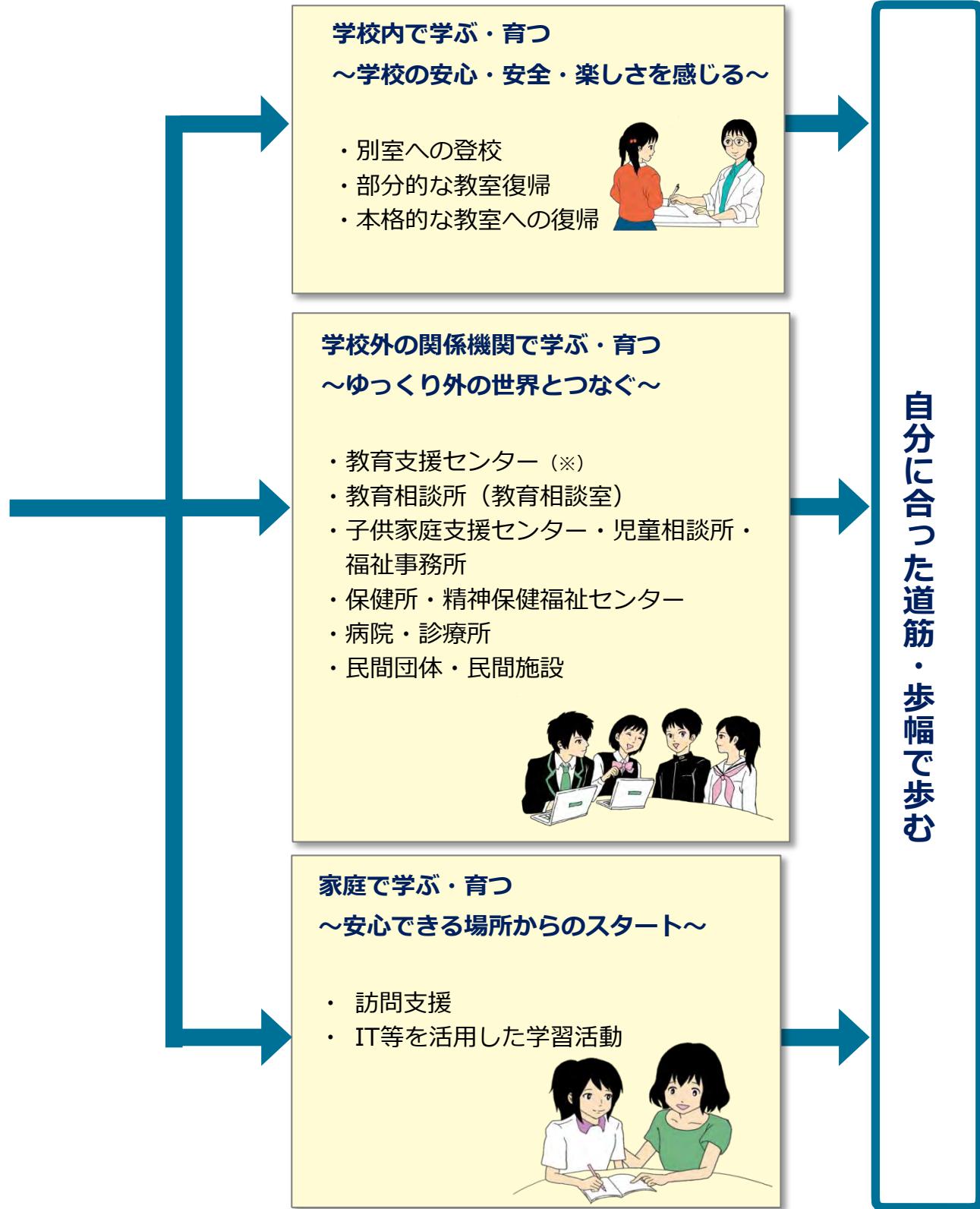
本人又は保護者と会えない・連絡が取れない ～まず確認しよう～

- ・児童・生徒の安否が確認できない場合
直ちに子供家庭支援センターや児童相談所等への通告、警察などへの情報提供



関係機関と連携した支援の流れ

担任等 → 校内で情報共有 → 管理職から関係機関へ連絡 → 連携した支援の実施
 (登校支援会議等) (管理職から要請後、担当者から連絡)



※ 東京都教育委員会では、文部科学省が平成28年の通知から、「教育支援センター（適応指導教室）」を「教育支援センター」に表記を統一したことを踏まえ、「教育支援センター」を標準的な名称として使用します。

1 出会いを大切にする～学年・学期始めに～

(1) 新年度や新学期の始業日とその後

<欠席の場合・欠席しがちな場合>

不登校による欠席が長期化している児童・生徒は、新年度や新学期の始めに、登校しないことや登校できないことに対して、不安や焦り、心配、諦めなどの気持ちと、心機一転、再出発したいという思いをもっている場合があります。

新しい年度が始まつたら、当該の児童・生徒に直接会いに行きましょう。

すぐに会えなければ、電話をしましょう。

児童・生徒はとてもうれしい気持ちや、安心感をもってくれるはずです。

大切なことは、自分のために先生が会いに来てくれた、電話をしてくれたことなのです。

早めに保護者とも話をする機会をもちましょう。



<本人へ>

例) はじめてまして、今年から○○さんの担任になりました□□です。よろしくお願ひします。今日は、暖かいですね。私は寒いのが苦手だから暖かいと嬉しいです。○○さんはどう?これから1年、○○さんと一緒に楽しい思い出をいっぱい作れるといいな、と思っています。また電話するからお話しあうね。

<保護者へ>

例) はじめてまして、今年から○○さんの担任になりました□□です。○○さんの様子など、これから少しずつお話を聞かせていただければと思います。これから、よろしくお願ひいたします。

① アセスメント

本書の「登校支援シート」等で、前年度からの欠席状況や現在の様子、長期化している要因、これまでの支援などについて確認しましょう。

② 登校支援会議

管理職、担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（S C）などで、本年度の支援について話し合い、「登校支援シート」等にまとめましょう。

【初めて連絡する際の配慮】

欠席が長期化している児童・生徒にとって、今年度の担任が誰で、どんな人なのかはとても気になる事です。担任の先生が優しくて、自分の事を大切に思ってくれていたり、自分と楽しく話してくれたりする人だと、それだけで心が晴れやかになります。年度始めは特にきめ細かく関わりましょう。

【連絡手段の工夫】

児童・生徒の状況によっては、電話よりも電子メールによる連絡が有効な場合もあります。その場合は、「[使命を全うする！～教職員の服務に関するガイドライン～](#)」P.6 を参照し、管理職や保護者の許可を得た上で、適切に児童・生徒と連絡を取り合いましょう。また、並行して会うことも継続して行っていきましょう。

2 本人又は保護者と話をする ～じっくりと関わる～

(1) 保護者の協力が得られる場合

不登校による欠席が長期化している児童・生徒に対して、深く関わろうと焦ることが、逆に児童・生徒や保護者を追い詰めてしまう場合もあります。スクールカウンセラー（S C）などからの助言を踏まえ、組織的・計画的に支援をしましょう。この章では、不登校が長期化している児童・生徒への支援例等が書かれています。要因については、Ⅲ章、Ⅳ章を参照してください。

① 「身体・健康面」の要因に対する支援例

欠席が長くなる中で、昼夜逆転の生活や外出をしないことによる運動不足などから体調をくずしていたり、疲れやすくなったりしている場合も少なくありません。



<本人へ>

- 健康状態や一日の過ごし方、食事や睡眠について確認する。
- 日中は起きて、少しずつ読む、書く、考えるなどの活動をする事を提案する。
- 抵抗がない場所や時間帯に、家族などとの散歩や、体を動かす事を提案する。

<保護者へ>

保護者からの相談を受ける際には、本人の健康を管理してもらうように話をしましょう。心身の不調が著しい場合は、医療受診を勧めましょう。

② 「心理面」の要因に対する支援例

欠席が長くなると、学校行事への不参加や学習の遅れによる不安、友達などからどう見られるかという抵抗感が増したり、自己有用感・自己肯定感が低下したりしている場合があります。

<本人へ>

- 本人が楽しめる話題を取り上げるなど、担任と関わる楽しさを感じさせる。
- 学びたいこと、やってみたいこと（挑戦したいこと）などがあるかを聞く。
- 本人の個性や良さを認め、言葉にして褒める。

<保護者へ>

本人の状態について、保護者もずっと辛さを感じています。本人の情緒的な混乱などが続いている場合はなおさらです。担任や養護教諭、スクールカウンセラー（S C）などが、本人や保護者の話し相手になるだけでも、負担が軽減されることもあります。

【登校を促す際の配慮】

登校を促す働きかけは、本人の状況や心情に合わせることが必要です。欠席が長期化していると「学校のことを知りたいような、知りたくないような」という複雑な気持ちになっていることがあります。本人の表情や口調に注意しながら、例えば「学校の話は一切しない」「学校の話をするが、登校は促さない」「学校に来ることを誘ってみる」「登校の手順について具体的に相談する」など、話題を使い分けましょう。

③ 「社会・環境面」の要因に対する支援例

欠席が長くなる中で、友達との関係や近所との関わりが疎遠になったり、家族関係が乱れたりすることもあります。まずは、担任などが本人と良い関係を築いていくように努めましょう。

＜本人へ＞

- 学校のことについて、知りたいこと、気になっていることがあるか聞く。
- 欠席していることについて、家族からどのように言われているか聞く。
- 家族・家庭の悩み事などについて相談を受ける。
- これまでの親子関係や本人の状況について保護者に聞く。



＜保護者へ＞

家族・家庭の問題について相談したいと保護者に言われた場合は、できるだけ早く丁寧に話を聞きましょう。また、担任や他の教員に抵抗感がある場合には、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を紹介しましょう。

【進路について】

新学年になった早い時期に、本人や保護者の意向を聞きながら、進路に関する情報を伝えるようにしましょう。本人が将来について悲観的になっている場合もありますが、教育支援センター や、様々なタイプの高等学校などがあることを伝えるだけで、見通しが明るくなり、前向きになれことがあります。

＜専門家の活用＞

学校で不登校児童・生徒への支援を効果的にするために、心理の専門家であるスクールカウンセラー（SC）や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用することが一層求められています。そのためには、これまで教員が行ってきた児童・生徒への支援の全てをスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）が担うということではなく、互いの職務を理解し、専門性を生かしながら協働することが重要です。

（2）保護者の協力が得られない場合

専門家や外部人材との連携

欠席が長期化している児童・生徒やその保護者と、会ったり連絡を取ったりすることはできるものの、様々な事情により保護者の協力が得られず、当該児童・生徒への対応が難しい場合もあります。

その際は、ケースに応じてスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、教育支援センター、教育相談所（教育相談室）、子供家庭支援センター、児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、民生委員・児童委員などと連携し、それぞれが専門的な立場から保護者に関わり、当該児童・生徒の状況把握と保護者から協力が得られない理由等の情報を共有した上で、多角的に当該児童・生徒と保護者を支援していきましょう。

<外部の関係機関・人材と児童・生徒、保護者との関係づくりのために>

- 外部人材と保護者が初めて対面する際は、必要に応じて保護者に面識のある担任などが同席し、安心感をもってもらう。
- 本人が学校との関わりに抵抗感をもっている場合は、まず保護者だけで会うことを勧める。
- 外部人材と学校は、常に共通認識の下、当該児童・生徒や保護者に対応する。

3 本人や保護者と会えない・連絡が取れない～まず確認しよう～

家庭訪問や電話連絡を繰り返しても、児童・生徒や保護者と会えない又は児童・生徒と会うことを保護者が拒絶するなど、児童・生徒の安否が確認できない場合は、直ちに子供家庭支援センターや児童相談所等への通告を行うほか、警察などへの情報提供を行うなど、適切な対処が必要です。

今、この瞬間にも、命にかかる苦しみを抱えている児童・生徒がいるかもしれません。

【児童・生徒の命を守るために】

家庭訪問や電話連絡を繰り返しても、不登校の児童・生徒と会うことができない場合、児童・生徒の命にかかる重大な事態となっている可能性があることを、教職員は常に危機意識としてもっている必要があります。

たとえ、保護者と連絡がとれていたり、本人が電話に出ることができていたとしても、実際には家庭で保護者による虐待を受けていたり、不条理な苦労を強いられたりして、児童・生徒が非常に苦しんでいる可能性もあります。

また、対象の児童・生徒によっては、その状況を教職員等に話したがらない場合もあることを踏まえ、関係機関や外部人材と連携しながら、多角的に情報を収集し、何としても対象の児童・生徒に直接会って、状況を確認することが重要です。

保護者による虐待が確認されたり、児童・生徒を家庭に居させることが適切でないと判断されたりした場合は、直ちに関係機関等と連携して支援を行います。

【欠席が続いている義務教育段階の児童・生徒への対応に関する留意点】

学校教育法施行令第19条において、校長は、常に、その学校に在学する児童生徒の出席状況を明らかにしなければならないことと定められています。また、同第20条において、校長は、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する区市町村の教育委員会に通知することと定められています。

4 学校内で学ぶ・育つ～学校の安心・安全・楽しさを感じる～

別室への登校



「登校する途中で知り合いに会ったらどうしよう」
「『どうして休んでいたの？』とか聞かれたらどう答えよう」
「教室へ急に連れて行かれないかな」

<迎えるための準備>

- 温かい雰囲気で迎え入れられるよう配慮する。
- 落ち着ける場所を用意する（保健室、相談室や学校図書館を活用する。）。
- 児童・生徒の一人一人の状況に応じた支援を推進するために、情報を収集する。

本人の気持ちを確認し、無理はさせない

- ・時差登校した場合、その時間に対応できる教職員を確認する。
- ・学校で短時間過ごすことから始め、少しづつ滞在期間を長くしていく。
- ・自分で学びたい教科を選ばせ、継続的に取り組めるようにする。
- ・他の児童・生徒と別室で交流する機会を設ける。
- ・別室でも学校の生活リズムにできるだけ合わせて過ごすようにする。



理解できるようになってきていますね。
○○さんが、自分から積極的に質問してくれるから、とてもうれしいです。この調子で、じっくり取り組んでいきましょう。
次は、どの教科の勉強がしたいですか。

部分的な教室復帰



「学校が楽しくなってきた」
「友達と一緒にいたい」

＜迎えるための準備＞

- どの授業・活動から参加できるかについて本人と相談する。
- 本人の選んだ抵抗感の少ない授業などから、少しづつ参加してみる。
- 信頼できる友達がいる場合は、一緒に教室に入ってもらう。
- 「まずは教室の前までから。」「達成したら次の段階へ。」など、スマールステップで進める。
- 学級の児童・生徒には、当該児童・生徒が教室に入ってきたとき、いつもどおりに自然に振る舞うよう、あらかじめ話しておく。

【学校復帰とは】

「特定の教科の学習に興味をもち、その教科の授業がある日は登校できるようになった。」、「月に1回程度の登校が、週に1回程度登校できるようになった。」など、様々な支援や指導などの結果、継続的に登校できるようになったと認めたことを言います。

「平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）から抜粋

本格的な教室への復帰～学校に戻ってからも丁寧な支援を～

「やっぱり休みたい」
「みんなからじろじろ見られるのが嫌だ」
「勉強が分からない」
「途中で体調が悪くなったらどうしよう」
「もう先生たちは優しく話を聞いてくれないのかな」



引き続き、十分な配慮をしてきましょう

学校復帰・教室への復帰ができたとしても、その後の学級での生活で、自分の居場所や安心感を得られなければ、再び不登校状態になる場合があります。

- ・学級の中で、冷やかしやからかいなどがなく、落ち着いた状態
 - ・学校生活で分からない事を教えてくれる周りの友達の存在
 - ・補習などにより、学習面で少しでも安心できるような対応
- などを心掛け、復帰した児童・生徒が居場所やきずなを感じられるようにしましょう。

5 学校外の関係機関で学ぶ・育つ～ゆっくり外の世界とつなぐ～

登校することは難しいが、自宅から外に出て学んだり、大人や同世代と交流したりできる、また、そのようなことを望んでいる児童・生徒には、学校外の関係機関の利用が効果的です。

教育支援センター

不登校児童・生徒の在籍校への復帰を支援し、社会的自立に資することを目的として、区市町村教育委員会が設置する施設です。教科の学習、体験活動、カウンセリングなどが行われています。

教育相談所（教育相談室）

心理士、教職経験者、ソーシャルワーカーなどがスタッフとして勤務し、不登校や発達障害、その他様々なことについて相談できる区市町村教育委員会が設置する施設です。定期的にカウンセリングなどを受けることができます。

子供家庭支援センター・児童相談所・福祉事務所

子供家庭支援センターは、子供と家庭に関するあらゆる相談に応じ、支援や保護の必要な子供と家庭の問題に対処します。児童相談所は少年犯罪や虐待など児童福祉に関する事、福祉事務所は生活保護など幅広い福祉に関する事の相談を受け付けています。

保健所・精神保健福祉センター

保健所では、地域の感染症やメンタルヘルスなどに関する相談を受け付けています。精神保健福祉センターは、特に心の問題や病気についての相談を専門的に扱っています。

病院・診療所

医療機関の中には、不登校の要因にもなる心身の疾患について、診察、検査、処置を行うほか、入院施設を有しているところもあります。

民間団体・民間施設

様々な民間団体・民間施設が、不登校児童・生徒の支援に関わっています。その一つにフリースクール（※）があります。

(※) フリースクール

フリースクール（フリースペースという場合もある。）とは、民間において自主的に設置・運営されるもので、不登校児童・生徒に対し、個別の学習や相談・カウンセリング、社会体験や自然体験などの体験活動、授業形式（講義形式）による学習などを行っています。

不登校児童・生徒が、こうした民間施設において相談・指導を受ける際に、一定の要件を満たすとともに、学校への復帰を前提とし、不登校児童・生徒の自立を支援する上で有効・適切であると判断される場合は、校長は指導要録上出席扱いとすることができます。

不登校特例校

【不登校児童・生徒のために、特別の教育課程を編成して教育を実施することが認められた学校があります。】

不登校特例校とは、不登校児童・生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合に、教育課程の基準によらず、特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校です。

都内公立小・中学校の不登校特例校には、八王子市立高尾山学園、調布市立第七中学校はしうち教室（分教室型特例校）があります（平成31年3月31日現在）。

6 家庭で学ぶ・育つ ~安心できる場所からのスタート~

訪問支援



「外に出て誰かに会うのは嫌だ・・・」

「少しは勉強したい」

「家族以外の人と話したい」

「家にいるのはつまらない」

家庭訪問など、訪問型の支援が有効なことがあります。

すぐに登校に結び付かなかったとしても、担任とのつながりをもっておくことが大切です。また、担任として生活や学習の状態を把握する必要があります。自治体によってはメンタルフレンドや訪問支援員などを活用したり、民生委員・児童委員と連携したりするなど、効果的な取組が行われています。

★家族以外の人と定期的に会えるようになることで、児童・生徒の気持ちが前向きになることがあります。

<家庭訪問のポイント>

- 本人・保護者の状況や希望に合わせるなど、継続できることが重要です。
 - ・訪問の月日と時間帯（週に1回、午後など）
 - ・訪問の場所（家庭以外の場所であれば教育支援センターなど）
 - ・滞在の時間（10分くらいの面会から始めるなど、特に最初は短くてもよい。）
 - ・同席者（最初は保護者などが一緒にリラックスできることもあります。）
- 聞きたいこと・知りたいことがある場合は、事前に伝えるなどの配慮を行う。

家庭訪問で虐待を発見することもあります。

- ・暴力を振るわれている（身体的虐待）
 - ・言葉による脅し、無視、家族に対する暴力の目撃（心理的虐待）
 - ・食事を与えられていない、重い病気になっても病院に連れて行ってもらえない（ネグレクト）
 - ・性的行為をされたり、見せられたりしている（性的虐待）
- などの様子が見られる、あるいはその疑いがある場合、管理職に報告し、すぐに関係機関へ通告しなければなりません。

（「児童虐待の防止等に関する法律」から一部抜粋）

IT等を活用した学習活動

【IT等を活用した学習活動～一定の要件を満たすと出席扱いになる場合があります～】

「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、一定の要件を満たすとともに、その学習活動が学校への復帰に向けての取組であることを前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。」

「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」（文部科学省 平成17年7月6日）から一部抜粋

7 自分に合った道筋・歩幅で歩む

「進路」の意味は、進み行く路（みち）です。

不登校の状態は、ある意味で、その子にとっての一つの道かもしれません。

このため、不登校児童・生徒の周りの人々が、それぞれの役割や関わりの中で、社会的な自立に向けて応援することが重要です。

また、不登校児童・生徒一人一人、道を歩む歩幅や速さは違います。そうした個々の違いをしっかりと捉え、認め、支えることが、社会的な自立につながっていきます。

不登校を経験した人へのインタビュー調査

「不登校であったことを、どのように思っているか」

否定的意見 「後悔している、行けばよかった」・・・39.4%

肯定的意見 「行かないことに意味があった」・・・32.6%

「平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書」（文部科学省 平成26年7月）から抜粋

上の調査回答のうち、肯定的な意見の中では、「休んだおかげで今の自分がある」「出会いがあった」「無理していくよりはよかった」「人とは違う経験をした」「成長した、視野が広がった」など、不登校の経験を振り返りながら、前向きな内容も多くみられました。

学校を休んでいても、その中で自分にとっての成長や出会いがあれば、しっかりと社会的自立に向けて歩んでいけることを示していると思われます。

これからも、教職員をはじめ、様々な専門性をもつ学校関係者や外部の関係機関が連携・協力し、不登校児童・生徒が希望をもち、前に進んでいけるような支援を行っていきましょう。



【卒業後も支援が続くよう、進路先等に確実な引継ぎを行いましょう。】

各学校では、これまで、不登校の児童・生徒が卒業した際に、在学中の出席状況や支援の経過等を進路先に引き継ぎました。同様に、卒業後、進学や就労をせず、在宅している卒業生についても、社会から孤立させないために、情報を区市町村の福祉関係部署と共有してきたことでしょう。

本書で紹介した「登校支援シート」等、在学中の児童・生徒の様子や長所、また、本人、保護者の思いや願いなど、貴重な情報が記載されている資料は、進路先等にとっても大切な情報となります。自校で蓄積した支援の状況をはじめ、不登校児童・生徒の情報は、取扱いに十分注意し、保護者の同意を得た上で、確実に進路先等に引き継ぎ、必要な支援が継続されるようにしましょう。